

議案第 9 号

鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の  
制定について

鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を別紙の  
とおり提出します。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

## 鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6の規定に基づき、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進し、県立学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(設置)

第3条 鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会の設置が適当と認める県立学校（以下「対象学校」という。）に協議会を置くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針を定める事項)

第4条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校組織の編成に関する事項
- (2) 学校予算の執行に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(学校の運営に関する事項についての意見)

第5条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を教育委員会又は対象学校の校長に提出するものとする。

2 協議会は、教育委員会に対して前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴いた上で、当該対象学校の校長を経由して行うものとする。

(任命権者に意見を述べることができる事項等)

第6条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項であって、当該対象学校の教育上の課題の解決を図るためのもの（特定の教職員の採用その他の任用に関するものを除く。）
- (2) 対象学校の校長が意見を求める事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項

2 協議会は、法第47条の6第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を教育委員会に提出するものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とする。

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、任命の日以後の最初の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、委員が次のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 職務を怠ったとき。
- (4) 第13条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、当該委員に対してその理由を書面で示さなければならない。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、対象学校の校長が招集することができる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、議事を妨げる行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(指導及び助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、当該対象学校の協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、各対象学校において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

平成31年3月15日  
高等学校課  
特別支援教育課

### 1 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の概要

- 法改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6では、教育委員会、教育委員会規則で定めるところにより学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めなければならないとされている。
- 協議会の委員は、法第47条の6第2項に基づき、「地域の住民、保護者、地域学校協働活動推進員その他学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が必要と認める者」から教育委員会が任命することとされている。
- 法に定める協議会の主な機能等については、次のとおり。
 

- ・校長が作成する学校運営の基本方針（教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項）を承認する。
  - ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
  - ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- 協議会での議題としては、上記の法定の事項以外にも「学校運営に関する個別課題（例：地域との連携、学力向上、キャリア教育、防犯・防災、いじめ・不登校など）の協議」、「学校関係者評価の実施」などを想定。

### 2 コミュニティ・スクール（協議会）の導入によって期待される効果

- 学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に構築される。
- 地域住民や保護者等が教育の当事者となることで、責任を持って積極的に教育に携わることができるようになるとともに、学校と地域が一体となって役割分担をすることで学校側にとっての負担軽減が図られる。
- 地域住民や保護者等が学校運営や教育活動へ参画することで、将来の地域を担う人材を育成するという意識が芽生えるとともに、地域と連携した生徒らの学びや体験が充実する。
- 地域住民や保護者等の参画により学校とお互いの「顔が見える」関係となり、地域住民や保護者等の理解と協力を得た学校運営が実現する。

### 3 法により教育委員会規則で定めなければならないとされている事項と規則案について

- (1) 教育課程の編成のほか学校の運営に関する基本的な方針として、協議会で承認しなければならない事項。
  - 鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（案）（以下「規則案」という。）第4条に規定。
- (2) 学校の職員の採用その他の任用に関し、協議会が職員の任命権者に対して意見を述べるができる事項。
  - 規則案第6条に規定。
- (3) 協議会の委員の任免の手続き及び任期、協議会の議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項。
  - 規則案第7条から第11条までに規定。